

議案第23号

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和5年4月1日付け組織改正に伴い、世田谷区教育委員会事案決定手続規程を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会訓令甲第 号

教 育 委 員 会 事 務 局

教 育 機 関

世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第1条から第3条までの規定、第4条の表教育長の項及び教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の項並びに第5条第1項の表教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の項から課長補佐又は係長若しくは担当係長の項までの規定中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に、「教育政策部長」を「学校教育部長」に、「生涯学習部長」を「教育総合センター長」に改める。

第6条第1項の表委員会が決定する事案の項中「教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長」を「主管に係る部長（以下「主管部長」という。）」に改め、同表教育長が決定する事案の項中「教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長」を「主管部長」に改め、同表教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案の項並びに同条第3項及び第4項中「教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長」に改め、同条第5項中「を主管する教育総務部長、教育政策部長若しくは生涯学習部長又は課長」を「の主管部長又は主管課長」に改め、同項の表委員会及び教育長が決定する事案の項中「教育総務部長、教育監、教育政策部長又は生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監」に改め、同表教育総務部長が決定する事案の項中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に、「教育監、教育政策部長又は生涯学習部長」を「学校教育部長、教育総合センター長又は教育監」に改め、同表教育政策部長が決定する事案の項中「教育政策部長」を「学校教育部長」に、「教育総務部長、教育監又は生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監」に改め、同表生涯学習部長が決定する事案の項中「生涯学習部長」を「教育総合センター長」に、「教育総務部長、教育監又は教育政策部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監」に改める。

別表1の部中「教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長決定」を「教育政策

・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長決定」に改め、同部12の項及び13の項中「教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案」に改め、同部14の項中「教育総務部長、教育監、教育政策部長及び生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長及び教育監」に改め、同部17の項を次のように改める。

<p>17 非常勤職員（会計年度任用職員及び地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の非常勤職員をいう。以下この項において同じ。）に関すること。</p>			<p>1 非常勤職員を任免すること。 2 非常勤職員の分限及び懲戒に関して世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会に諮問すること。 3 非常勤職員の分限及び懲戒を決定すること。 4 非常勤職員の服務を報告すること。</p>	
--	--	--	---	--

別表1の部20の項中「教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案」に改め、同部24の項中「教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長及び課長決定事案」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案並びに課長決定事案」に改め、同部27の項中「教育総務部長決定事案、教育政策部長決定事案及び生涯学習部長決定事案」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案」に改め、同表2の部中「教育総務部長専管事案」を「教育政策・生涯学習部長専管事案」に、「教育総務部長決定」を「教育政策・生涯学習部長決定」に改め、同部教育総務課の款中10の項を12の項とし、5の項から9の項までを2項ずつ繰り下げ、4の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>6 情報公開及び個人情報保護に関すること。</p>			<p>1 行政情報の開示の可否の決定を通知すること。 2 個人情報の開示、訂正及び利用停止の可否の決定を通知すること。</p>	
------------------------------	--	--	---	--

別表2の部教育総務課の款3の項の次に次のように加える。

<p>4 服務監察に関すること。</p>		<p>1 服務監察を指揮すること。</p>		<p>1 服務監察を実施すること。</p>
----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------

別表2の部学務課の款を削り、同部に次のように加える。

生涯学習課	<p>1 生涯学習・社会教育事業に関する こと。</p> <p>2 社会教育委員に 関すること。</p> <p>3 青少年委員に関 すること。</p> <p>4 青少年教育に関 すること。</p> <p>5 成人教育に関す ること。</p> <p>6 社会教育施設の 管理運営に関する こと。</p> <p>7 郷土資料館に関 すること。</p> <p>8 社会教育関係団 体の支援に関する こと。</p> <p>9 文化の振興に関 すること。</p> <p>10 福祉教育及び 障害者学級に関す ること。</p> <p>11 文化財保護に 関すること。</p> <p>12 埋蔵文化財に 関すること。</p>	<p>1 生涯学習・社会教 育事業の基本的な方 針及び特に重要な計 画を策定すること。</p> <p>1 諮問事項を決定す ること。</p> <p>1 文化財保護審議会 の諮問事項を決定す ること。</p> <p>2 文化財の区指定及 び指定の解除を決定 すること。</p>	<p>1 生涯学習・社会教 育事業の重要な計画 を策定すること。</p> <p>1 青少年委員を委嘱 すること。</p> <p>1 社会教育施設の管 理運営の基本方針を 策定すること。</p> <p>1 郷土資料館運営委 員を委嘱すること。</p> <p>1 特に重要な発掘調 査を行うこと。</p>	<p>1 生涯学習・社会教 育事業の実施に係る 計画を策定すること。</p> <p>1 青少年委員の研修 計画を策定すること。</p> <p>1 青少年教育の計画 を策定すること。</p> <p>1 成人教育の計画を 策定すること。</p> <p>1 文化祭を開催する こと。</p> <p>1 障害者教育の計画 を策定すること。</p> <p>1 指定文化財の現状 変更を許可すること。</p> <p>2 文化財を公開し、 又は文化財の公開を 勧告すること。</p> <p>3 文化財保護に係る 重要な行事を開催す ること。</p> <p>4 寄贈品を受領する こと。</p> <p>1 重要な発掘調査を 行うこと。</p> <p>2 遺跡の新発見及び 遺跡破壊の処置を行 うこと。</p>	<p>1 青少年委員に対す る指導事項を決定す ること。</p> <p>1 学級、講座、研修 会等を開催すること。</p> <p>1 学級、講座、研修 会等を開催すること。</p> <p>1 郷土資料館運営委 員会を開催すること。</p> <p>2 郷土資料館の資料 の受領及び受託をす ること。</p> <p>1 指導育成及び助言 を行うこと。</p> <p>2 講師派遣を決定す ること。</p> <p>1 福祉教育に関する 講座、研修会等を開 催すること。</p> <p>2 障害者学級を開設 すること。</p> <p>3 障害者学級運営者 を委嘱すること。</p> <p>1 指定文化財の管理 又は修理を勧告する こと。</p> <p>2 指定文化財の修理 の届出を受けること。</p> <p>3 指定文化財の所在 の変更の届出を受け ること。</p> <p>4 指定文化財の現状 を調査すること。</p> <p>5 軽易な諸行事を開 催すること。</p> <p>1 発掘調査を行うこ と。</p> <p>2 事前協議等を指導 すること。</p> <p>3 文化庁長官へ発掘 等を届け出ること。</p>
-------	---	---	--	--	---

別表3の部中「教育政策部長専管事案」を「学校教育部長専管事案」に、

教

育政策部長決定

を

学校教育部長決定

に改め、同部学校職員課の款

3の項教育長決定の欄第3号及び同項教育政策部長決定の欄第3号中「非行及び事故発生について」を「サービスを」に改め、同部教育指導課の款4の項課長決定の欄中「教育政策部長決定事案」を「学校教育部長決定事案」に改め、同部教育ICT推進課の款から教育相談・支援課の款までを次のように改める。

学務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 教材、教具及び管理備品に関すること。 2 就学援助費及び就学奨励費に関すること。 3 連合行事に関すること。 4 移動教室その他の校外学習に関すること。 5 河口湖林間学園に関すること。 6 就学に関すること。 7 学級編制に関すること（特別支援学級を除く。）。 8 通学区域に関すること。 9 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。 10 学校基本調査に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 通学区域を設定し、及び変更すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 就学援助費支給要綱を制定すること。 1 学級を編制し、及び同意を求めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 就学援助費及び就学奨励費の支給を認定すること。 1 連合行事を開催すること。 1 移動教室その他の校外学習を実施すること。 1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。 1 学校基本調査の報告を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教材、教具及び管理備品を整備すること。 1 河口湖林間学園の施設の利用を承認すること。 1 指定校の変更を許可すること。 2 区域外就学を承諾すること。 3 外国人の就学を許可すること。 4 夜間中学校への就学を認可すること。 1 帰国児童及び生徒適応学級の運営をすること。
地域学校連携課	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校運営協議会に関すること。 2 放課後の遊び場対策及び区立学校の遊び場開放事業に関すること。 3 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。 4 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校運営協議会の設置に関すること。 1 区内大学等との教育活動に係る特に重要な協定に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校運営協議会委員の任免に関すること。 1 放課後の遊び場対策及び遊び場開放事業の基本方針を策定すること。 1 区内大学等との教育活動に係る協定に関すること。 1 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行の基本方針に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 遊び場開放運営委員会の指導方針を策定すること。 2 遊び場開放運営委員会の運営の支援を行うこと。 1 区内大学等との教育活動に係る協議会を実施すること。 1 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行の実施方針に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 遊び場開放に係る研修会を実施すること。 1 区内大学等との教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。 1 区立中学校の部活動への支援を行うこと。 2 区立中学校の部活動の地域移行に係る

<ul style="list-style-type: none"> 5 区立小学校のスポーツ教室に関する事 6 区立学校施設の利用調整に関する事 7 総合型地域スポーツ・文化クラブに関する事 		<ul style="list-style-type: none"> 1 区立小学校のスポーツ教室の基本方針に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関する事 1 総合型地域スポーツ・文化クラブの支援の実施に関する計画を策定する事 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施すること。 1 区立小学校のスポーツ教室を実施すること。 1 区立学校施設の使用を承認すること。
---	--	--	---	---

別表4の部中「生涯学習部長専管事案」を「教育総合センター長専管事案」に、「生涯学習部長決定」を「教育総合センター長決定」に改め、同部生涯学習・地域学校連携課の款を次のように改める。

<p>教育相談課</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 教育総合センターの維持管理に関する事 2 教育相談事業の計画及び運営に関する事 3 教育相談室に関する事 4 スクールカウンセラー事業に関する事 5 メンタルフレンド事業に関する事 6 ほっとスクール事業に関する事 7 教育相談に係る教職員研修に関する事 8 不登校特例校分 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育相談事業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育相談事業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること（教育総合センター長決定事案を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること 1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること 1 スクールカウンセラー事業の実施に係る重要な事項を決定すること 1 メンタルフレンド事業の実施に係る重要な事項を決定すること 1 ほっとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること 1 教職員の研修計画を策定すること 1 不登校特例校分教 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関する事 1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的な事項（教育総合センター長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること 1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること 2 相談案件の受理及び相談の終了を決定すること 1 スクールカウンセラー事業の実施に係る定例的な事項を決定すること 2 スクールカウンセラーの配置を決定すること 1 メンタルフレンド事業の実施に係る定例的な事項を決定すること 2 メンタルフレンドの派遣及び派遣の終了を決定すること 1 ほっとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること 2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること 1 教職員の研修を実施すること 1 不登校特例校分教
---	--	---	---	--

	教室に関すること。			室の運営に係る重要な事項を決定すること。	室の運営に係る定例的な事項を決定すること。 2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。
教育研究・ICT推進課	1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。 2 教職員の研修に関すること。 3 教育に係る調査研究に関すること。 4 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。	1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。	1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。	1 教職員の研修計画を策定すること。 1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。 1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。	1 教職員の研修を実施すること。 2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。 1 教育に係る調査研究を実施すること。 1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。
支援教育課	1 就学支援委員会に関すること。 2 特別支援学級の入級に関すること。 3 特別支援学級の学級編制に関すること。 4 特別支援教育に関すること。	1 特別支援教育の基本方針を策定すること。	1 特別支援学級の学級を編制し、及び同意を求めること。 1 特別支援教育に係る重要な事項を決定すること。	1 就学支援委員会委員の委嘱をすること。 1 特別支援教育に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 就学支援委員会を開催すること。 1 特別支援学級への入級を決定すること。 1 特別支援教育に係る定例的な事項を決定すること（教育総合センター長決定事案を除く。）。
乳幼児教育・保育支援課	1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。 2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。	1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。 2 法第34条第2項に規定する協定を締結すること。	1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。 2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。 3 法第34条第9項の規定による通知をすること。 4 法第34条第10項の規定による勧告をすること。	1 保育料の減免を決定すること。 1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。	1 入園又は退園を承認すること。

別表備考2中「教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部部長、学校教育部長及び教育総合センター長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する訓令甲新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号	○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号
改正 昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号 昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号 昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号 昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号 昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号 昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号 平成元年4月1日世教委訓令甲第4号 平成3年4月1日世教委訓令甲第1号 平成4年3月25日世教委訓令甲第1号 平成4年12月25日世教委訓令甲第17号 平成5年3月25日世教委訓令甲第1号 平成7年3月31日世教委訓令甲第2号 平成7年6月30日世教委訓令甲第7号 平成8年4月1日世教委訓令甲第1号 平成9年4月1日世教委訓令甲第2号 平成9年8月1日世教委訓令甲第4号 平成9年10月1日世教委訓令甲第6号 平成10年4月1日世教委訓令甲第14号 平成11年4月1日世教委訓令甲第8号 平成12年3月31日世教委訓令甲第14号 平成13年3月30日世教委訓令甲第1号	改正 昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号 昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号 昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号 昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号 昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号 昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号 平成元年4月1日世教委訓令甲第4号 平成3年4月1日世教委訓令甲第1号 平成4年3月25日世教委訓令甲第1号 平成4年12月25日世教委訓令甲第17号 平成5年3月25日世教委訓令甲第1号 平成7年3月31日世教委訓令甲第2号 平成7年6月30日世教委訓令甲第7号 平成8年4月1日世教委訓令甲第1号 平成9年4月1日世教委訓令甲第2号 平成9年8月1日世教委訓令甲第4号 平成9年10月1日世教委訓令甲第6号 平成10年4月1日世教委訓令甲第14号 平成11年4月1日世教委訓令甲第8号 平成12年3月31日世教委訓令甲第14号 平成13年3月30日世教委訓令甲第1号

改正後	改正前
平成13年10月 1 日世教委訓令甲第10号 平成15年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成15年10月17日世教委訓令甲第 7 号 平成16年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成17年 4 月 1 日世教委訓令甲第16号 平成18年 9 月29日世教委訓令甲第 5 号 平成19年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号 平成20年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成20年 5 月27日世教委訓令甲第14号 平成21年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成22年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成23年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成24年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号 平成26年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成26年 7 月14日世教委訓令甲第 4 号 平成27年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号 平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号 平成29年 3 月31日世教委訓令甲第 3 号 平成30年 3 月30日世教委訓令甲第 3 号 平成30年11月30日世教委訓令甲第15号 平成31年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 令和 2 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 8 号 令和 3 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 3 号 令和 3 年12月10日世教委訓令甲第12号 令和 4 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号	平成13年10月 1 日世教委訓令甲第10号 平成15年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成15年10月17日世教委訓令甲第 7 号 平成16年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成17年 4 月 1 日世教委訓令甲第16号 平成18年 9 月29日世教委訓令甲第 5 号 平成19年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号 平成20年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成20年 5 月27日世教委訓令甲第14号 平成21年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成22年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成23年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成24年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号 平成26年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成26年 7 月14日世教委訓令甲第 4 号 平成27年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号 平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号 平成29年 3 月31日世教委訓令甲第 3 号 平成30年 3 月30日世教委訓令甲第 3 号 平成30年11月30日世教委訓令甲第15号 平成31年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号 令和 2 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 8 号 令和 3 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 3 号 令和 3 年12月10日世教委訓令甲第12号 令和 4 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号
<u>令和 5 年 3 月31日世教委訓令甲第〇号</u> 世田谷区教育委員会事案決定手続規程	世田谷区教育委員会事案決定手続規程

改正後	改正前
<p>東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。</p>	<p>東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。</p>
<p>（事案決定の原則）</p>	<p>（事案決定の原則）</p>
<p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、<u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長</u>若しくは課長が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p>	<p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p>
<p>（決定対象事案）</p>	<p>（決定対象事案）</p>
<p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、<u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長</u>若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p>	<p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p>
<p>（事案決定権の委譲）</p>	<p>（事案決定権の委譲）</p>
<p>第3条 <u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長</u>又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p>	<p>第3条 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p>
<p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p>	<p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p>
<p>（事案決定の臨時代行）</p>	<p>（事案決定の臨時代行）</p>
<p>第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、</p>	<p>第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、</p>

改正後		改正前	
当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるものとする。		当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるものとする。	
教育長	<u>教育政策・生涯学習部長</u> 。ただし、 <u>教育政策・生涯学習部長</u> も不在の場合は、 <u>学校教育部長</u>	教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在の場合は、教育政策部長
<u>教育政策・生涯学習部長</u> 、 <u>学校教育部長</u> 又は <u>教育総合センター長</u>	主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長	教育総務部長、 教育政策部長又は生涯学習部長	主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長
課長	課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。））	課長	課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。））
(事案決定の例外措置)		(事案決定の例外措置)	
第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。		第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。	
教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案
<u>教育政策・生涯学習部長</u> 、 <u>学校教育部長</u> 又は <u>教育総合センター長</u>	第2条の規定により <u>教育政策・生涯学習部長</u> 、 <u>学校教育部長</u> 又は <u>教育総合センター長</u> の決定の対象とされた事案	教育総務部長、 教育政策部長又は生涯学習部長	第2条の規定により教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の決定の対象とされた事案
	前条の規定により <u>教育政策・生涯学習部長</u> 、 <u>学校教育部長</u> 又は <u>教育総合センター長</u> の決定の対		前条の規定により教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の決定の対象とされた事案
	委員会		委員会

改正後			改正前		
	象とされた事案				
課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	<u>教育政策・生涯学習部長</u> 、 <u>学校教育部長</u> 又は <u>教育総合センター長</u>	課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長
	前条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長		前条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長
課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	<u>教育政策・生涯学習部長</u> 、 <u>学校教育部長</u> 又は <u>教育総合センター長</u>	課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長
2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。 (事案決定の関与)			2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。 (事案決定の関与)		
第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。			第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。		
委員会が決定する事案	教育長、 <u>主管に係る部長</u> （以下「 <u>主管部長</u> 」という。）、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	委員会が決定する事案	教育長、教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査		教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育長が決定する事案	<u>主管部長</u> 、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	教育長が決定する事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査		教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査

改正後			改正前		
	係長及び主管課の文書主任			係長及び主管課の文書主任	
<u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長</u> 又は <u>教育総合センター長</u> が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査		主管課の文書主任	審査
課長が決定する事案	主管係長又は担任の担当係長	審議	課長が決定する事案	主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査		主管課の文書主任	審査
2	世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。		2	世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。	
3	<u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長</u> 又は <u>教育総合センター長</u> が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。		3	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。	
4	<u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長</u> 又は <u>教育総合センター長</u> が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。		4	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。	
5	前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案の <u>主管部長</u> 又は <u>主管</u> 課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。		5	前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案を主管する教育総務部長、教育政策部長若しくは生涯学習部長又は課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。	
委員会及び教育	<u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長</u> 又は <u>教育監</u> 、参事、課長、		委員会及び教育	教育総務部長、教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、参事、課長、副参事、係長及び	

改正後		改正前	
案	副参事、係長及び担当係長	案	担当係長
教育政策・生涯学習部長が決定する事案	学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	教育総務部長が決定する事案	教育監、教育政策部長又は生涯学習部長、参事、課長、副参事、係長及び担当係長
学校教育部長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	教育政策部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は生涯学習部長、参事、課長、副参事、係長及び担当係長
教育総合センター長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長、教育監又は教育政策部長、参事、課長、副参事、係長及び担当係長
課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長	課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長

6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。

第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。

2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。
（事案の決定権者）

第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条

6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。

第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。

2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。
（事案の決定権者）

第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条

改正後	改正前
<p>第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>	<p>第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>
<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>	<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>
<p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。 （複合的決定事案の処理）</p>	<p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。 （複合的決定事案の処理）</p>
<p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書（事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。）で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>	<p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書（事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。）で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>
<p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>	<p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定権者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定権者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則（昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号） この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号） この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号） この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）</p>	<p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定権者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定権者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則（昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号） この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号） この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号） この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）</p>

改正後					改正前				
<p>この訓令は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号） この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号） この訓令は、平成30年12月1日から施行する。 附 則（令和3年12月10日世教委訓令甲第12号） この訓令は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和5年3月〇日世教委訓令甲第〇号）</u> <u>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>					<p>この訓令は、平成20年6月1日から施行する。 附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号） この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号） この訓令は、平成30年12月1日から施行する。 附 則（令和3年12月10日世教委訓令甲第12号） この訓令は、令和3年12月20日から施行する。</p>				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 共通事案					1 共通事案				
件名	委員会決定	教育長決定	<u>教育政策・生涯学習部長、 学校教育部長 又は教育総合センター長決定</u>	課長決定	件名	委員会決定	教育長決定	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長決定	課長決定
1 教育行政の	1 教育行政の				1 教育行政の	1 教育行政の			

改正後						改正前					
	運営に関する こと。	運営に関する 一般方針を確 定すること。					運営に関する こと。	運営に関する 一般方針を確 定すること。			
2	事務 事業に係る基 本的な方針及 び計画に関す ること。	1 事務 事業に係る基 本的な方針及 び計画の設定 又は廃止をす ること。	1 事務事 業計画の設定、 変更又は廃止 をすること。	1 事務処理 方針を定める こと。		2	事務 事業に係る基 本的な方針及 び計画に関す ること。	1 事務 事業に係る基 本的な方針及 び計画の設定 又は廃止をす ること。	1 事務事 業計画の設定、 変更又は廃止 をすること。	1 事務処理 方針を定める こと。	
3	教育 委員会の議案 に関すること。		1 教育委 員会決定事案 について教育 委員会に議案 を提出すること。			3	教育 委員会の議案 に関すること。		1 教育委 員会決定事案 について教育 委員会に議案 を提出すること。		
4	庁議 に関するこ			1 庁議への 付議要求を行 うこと。		4	庁議 に関するこ			1 庁議への 付議要求を行 うこと。	

改正後						改正前					
	と。						と。				
5	附属機関に関すること。	1	附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。			5	附属機関に関すること。	1	附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。		
6	文書等の管理に関すること。			1	文書等を収受すること。	6	文書等の管理に関すること。			1	文書等を収受すること。
				2	文書の保存期間を決定すること。					2	文書の保存期間を決定すること。
				3	保管文書の置換えを行うこと。					3	保管文書の置換えを行うこと。
				4	保存文書の廃棄の決定をすること。					4	保存文書の廃棄の決定をすること。
				5	電磁的記録の保存期間及び消去を決定すること。					5	電磁的記録の保存期間及び消去を決定すること。

改正後					改正前				
7 情報公開に関すること。				1 行政情報の開示の可否を決定すること。	7 情報公開に関すること。				1 行政情報の開示の可否を決定すること。
8 個人情報保護に関すること。				1 個人情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。	8 個人情報保護に関すること。				1 個人情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。
9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事案を除く。）。		9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事案を除く。）。	
		2 依命通達をすること。					2 依命通達をすること。		
		3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項に					3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項に		

改正後						改正前							
			<p>において「内規」という。)の制定又は改廃を行うこと。</p>						<p>において「内規」という。)の制定又は改廃を行うこと。</p>				
10	<p>契約書、協定書、覚書等に関すること。</p>	1	<p>特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類する文書（以下この項において「契約書等」という。）を取り交わすこと。</p>	1	<p>重要な契約書等を取り交わすこと。</p>	10	<p>契約書、協定書、覚書等に関すること。</p>	1	<p>特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類する文書（以下この項において「契約書等」という。）を取り交わすこと。</p>	1	<p>重要な契約書等を取り交わすこと。</p>	1	<p>契約書等を取り交わすこと。</p>

改正後					改正前				
11 証明に関すること。				1 証明を行い、又は公簿等の閲覧をさせること。	11 証明に関すること。				1 証明を行い、又は公簿等の閲覧をさせること。
12 告示等に関すること。	1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」という。）をすること。	1 重要な事項に関する告示等をする（ <u>教育政策・生涯学習</u> 部長、 <u>学校教育</u> 部長及び <u>教育総合センター</u> 長決定事案を除く。）。	1 定例的で重要な事項に関する告示等をする。	1 定例的な事項（ <u>教育政策・生涯学習</u> 部長、 <u>学校教育</u> 部長及び <u>教育総合センター</u> 長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等をする。	12 告示等に関すること。	1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」という。）をすること。	1 重要な事項に関する告示等をする（ <u>教育総務</u> 部長、 <u>教育政策</u> 部長及び <u>生涯学習</u> 部長決定事案を除く。）。	1 定例的で重要な事項に関する告示等をする。	1 定例的な事項（ <u>教育総務</u> 部長、 <u>教育政策</u> 部長及び <u>生涯学習</u> 部長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等をする。
13 報告等に関すること。	1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申	1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申	1 定例的で重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、	1 定例的な事項（ <u>教育政策・生涯学習</u> 部長、 <u>学校教育</u> 部長及び <u>教育</u>	13 報告等に関すること。	1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申	1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申	1 定例的で重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、	1 定例的な事項（ <u>教育総務</u> 部長、 <u>教育政策</u> 部長及び <u>生涯学習</u> 部長決

改正後					改正前				
14 幹部 職員の 服務に 関する こと。	副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知等 をする こと。	請、照 会、回 答、諮 問、通 知等 をする こと（ <u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長</u> 決定事案を除く。）	回答、諮 問、通知等 をするこ と。	<u>総合センター長</u> 決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等をするこ と。	14 幹部 職員の 服務に 関する こと。	副申、 申請、 照会、 回答、 諮問、 通知等 をする こと。	請、照 会、回 答、諮 問、通 知等 をする こと（ <u>教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長</u> 決定事案を除く。）	回答、諮 問、通知等 をするこ と。	定事案を除く。）及び軽易な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等 をするこ と。
		1 <u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長及び教育監</u> の出張を命ずること。	1 課長及びこれと同等の職にある者（以下この項において「課長等」という。）の出張を命ずること。				1 教育総務部長、教育監、教育政策部長及び生涯学習部長の出張を命ずること。	1 課長及びこれと同等の職にある者（以下この項において「課長等」という。）の出張を命ずること。	

改正後				改正前			
15 一般 職員の サービス に関する こと。		2 <u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長及び教育監</u> の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。	2 課長等の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。		15 一般 職員の サービス に関する こと。	2 教育総務部長、教育監、教育政策部長及び生涯学習部長の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。	2 課長等の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。
			1 課に属する一般職員の分担事務を定めること。				1 課に属する一般職員の分担事務を定めること。

改正後					改正前				
				及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。 4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。					及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。 4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。
16	職員配置に関する こと。		1 係長、担当係長及び主査を除く一般職員の配置を行うこと。 2 配置について総務部長に報告すること。		16	職員配置に関する こと。		1 係長、担当係長及び主査を除く一般職員の配置を行うこと。 2 配置について総務部長に報告すること。	
17	非常勤職員 (会計年度任用職員)		1 非常勤職員を 任免 すること。		17	非常勤職員等に関する こと。		1 会計年度任用職員及び地方公務員法第3条第3項に規	

改正後						改正前						
及び地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の非常勤職員をいう。以下この項において同じ。)に関すること。											定する特別職の非常勤職員を任命すること。	
				2 非常勤職員の分限及び懲戒に関して世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会に諮問すること。								

改正後					改正前				
			<p>3 非常勤職員の分限及び懲戒を決定すること。</p> <p>4 非常勤職員のサービスを報告すること。</p>						
18 請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業に関すること。	1 予定価格（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事	1 予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	1 予定価格が2,000,000円未満の請負事業等を行うこと。		18 請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業に関すること。	1 予定価格（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事	1 予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	1 予定価格が2,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	

改正後						改正前					
			業（以下この項において「請負事業等」という。）を行うこと。						業（以下この項において「請負事業等」という。）を行うこと。		
19	物件の買入契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業に関すること。	1	1 予定価格（賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の物件の借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業	1	1 予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の物件の買入契約（交換又は寄附受領を含む。）を伴う事務及び事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。	19	物件の買入契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業に関すること。	1	1 予定価格（賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の物件の借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業	1	1 予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の物件の買入事業又は借入事業等を行うこと。

改正後						改正前							
			(以下この項において「借入事業等」という。)を行うこと。						(以下この項において「借入事業等」という。)を行うこと。				
				2 予定価格が 2,000,000円以上 90,000,000円未満の物件の借入事業等を行うこと。						2 予定価格が 2,000,000円以上 90,000,000円未満の物件の借入事業等を行うこと。			
				3 寄附の申出のあった財産に関する書類を送付すること。							3 寄附の申出のあった財産に関する書類を送付すること。		
20	契約の変更を伴う事務及び事業	1	変更前の契約金額(長期継続契約の場合	1	変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予	1	変更前の契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予	20	契約の変更を伴う事務及び事業	1	変更前の契約金額(長期継続契約の場合	1	変更前の契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予

改正後					改正前				
の変更に関すること。		は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円未満で、変更後の予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約又は貸付契約を伴	定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」という。)を行うこと。	定価格が60,000,000円未満の買入事業を行うこと(教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。)	の変更に関すること。		は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約又は貸付契約を伴	定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」という。)を行うこと。	定価格が60,000,000円未満の買入事業を行うこと(教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。)

改正後						改正前					
			う事務及び事業 (以下この項において「請負事業等」という。)を行うこと。	2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと (<u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長</u> 及び <u>教育総合センター長</u> 決定事案を除く。)				う事務及び事業 (以下この項において「請負事業等」という。)を行うこと。	2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと (教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。)

改正後					改正前				
				<p>3 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。</p>	<p>く。)</p>				
21	契約の締結等に関すること。			<p>1 世田谷区契約事務規則第74条の規定に基づき契約締結を契約担当者に請求すること。</p> <p>2 課の事務に係る予定価格（長期継続契約の場合は、年額）が500,000円</p>		21	契約の締結等に関すること。		<p>3 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。</p>
									<p>1 世田谷区契約事務規則第74条の規定に基づき契約締結を契約担当者に請求すること。</p> <p>2 課の事務に係る予定価格（長期継続契約の場合は、年額）が500,000円</p>

改正後					改正前				
				以下の契約 (工事請負 契約及びガ ソリンの単 価契約を除 く。)を締 結し、又は 変更するこ と。					以下の契約 (工事請負 契約及びガ ソリンの単 価契約を除 く。)を締 結し、又は 変更するこ と。
22	収入 及び支 出に関 すること。		1 60,000,000 円以上の支 出を決定を すること (支出の額 及び時期の 決定に裁量 の余地がな いものを除 く。)	1 60,000,000 円未満の支 出を決定す ること(支 出の額及び 時期の決定 に裁量の余 地がない 60,000,000 円以上のも のを含 む。)	22	収入 及び支 出に関 すること。		1 60,000,000 円以上の支 出を決定を すること (支出の額 及び時期の 決定に裁量 の余地がな いものを除 く。)	1 60,000,000 円未満の支 出を決定す ること(支 出の額及び 時期の決定 に裁量の余 地がない 60,000,000 円以上のも のを含 む。)
				2 歳入調定 を行うこ と。					2 歳入調定 を行うこ と。
				3 使用料等 の督促を行 うこと。					3 使用料等 の督促を行 うこと。

改正後					改正前				
23 補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。	1	1	200,000円以上	4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区分を通知すること。	23 補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。	1	1	200,000円以上	4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区分を通知すること。
			2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金（以下この項において「補助金等」という。）を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1 200,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。				2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金（以下この項において「補助金等」という。）を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1 200,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。
	2	2	40,000,000円以上の補助金等の歳入の	2 1,000,000円未満の歳入の原因となる行為を		2	2	40,000,000円以上の補助金等の歳入の	2 1,000,000円未満の歳入の原因となる行為を

			改正後			改正前					
			原因となる行為 (申請、協定、賦課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。	入の原因となる行為を行うこと。	行うこと。				原因となる行為 (申請、協定、賦課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。	入の原因となる行為を行うこと。	行うこと。
			3 1,000,000 円以上の寄附金を受領すること。	3 500,000 円以上 1,000,000 円未満の寄附金を受領すること。	3 500,000 円未満の寄附金を受領すること。				3 1,000,000 円以上の寄附金を受領すること。	3 500,000 円以上 1,000,000 円未満の寄附金を受領すること。	3 500,000 円未満の寄附金を受領すること。
24	分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権		1 <u>教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案並びに課長決定事案</u>	1 条例及び規則で定める減免等の規定に基づき減免等を行うこと (教育長決定事案を除く。)	1 条例及び規則に基づく証明に係る手数料の減免を行うこと。	24	分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権		1 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長及び課長決定事案以外の債権の徴収停止、履行延期	1 条例及び規則で定める減免等の規定に基づき減免等を行うこと (教育長決定事案を除く。)	1 条例及び規則に基づく証明に係る手数料の減免を行うこと。

改正後						改正前					
	(強制徴収により徴収する債権を除く。)の免除等に関すること。		以外の債権の徴収停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。				(強制徴収により徴収する債権を除く。)の免除等に関すること。		の特約又は免除を行うこと。		
25	損害賠償及び損失補償に関すること。	1	500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。	1	500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。	25	損害賠償及び損失補償に関すること。	1	500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。	1	500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。
26	教育	1	教育財	1	教育財産	26	教育	1	教育財	1	教育財産

改正後					改正前				
財産の管理に関すること。		産の取得の申出を行うこと。		の所属換を行うこと。 2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合に限る。）。)	財産の管理に関すること。		産の取得の申出を行うこと。		の所属換を行うこと。 2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合に限る。）。)
27 審査請求に関すること。	1 審査請求の裁決をすること。 2 弁明書を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を	1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を	1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに <u>教育政策・生涯学習部</u>	27 審査請求に関すること。	1 審査請求の裁決をすること。 2 弁明書を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を	1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を	1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに教育総務部長決定事案、

改正後					改正前						
			提出すること。	を提出すること。	<u>長、学校教 育部長及び 教育総合セ ンター長</u> 決 定事案の処 分に係るも のを除 く。)を提 出するこ と。				提出すること。	を提出すること。	教育政策部 長決定事案 及び生涯学 習部長決定 事案の処分 に係るもの を除く。)を 提出するこ と。
28	使用 料の減 免等に 関する こと。			1 世田谷区 行政財産使 用料条例 (以下この 項において 「条例」と いう。)第 5条の規定 に基づき使 用料を減額 し、又は免 除するこ と。 2 条例第6 条の規定に 基づき納付 期限を指定 し、又は分		28	使用 料の減 免等に 関する こと。			1 世田谷区 行政財産使 用料条例 (以下この 項において 「条例」と いう。)第 5条の規定 に基づき使 用料を減額 し、又は免 除するこ と。 2 条例第6 条の規定に 基づき納付 期限を指定 し、又は分	

改正後					改正前				
29	教育委員会後援名義の使用の承認に関すること。			割納付を決定すること。 1 使用を承認すること。	29	教育委員会後援名義の使用の承認に関すること。			割納付を決定すること。 1 使用を承認すること。
30	電話に関すること。			1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。 2 加入電話の移設手続を行うこと。	30	電話に関すること。			1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。 2 加入電話の移設手続を行うこと。
31	表彰に関すること。	1 重要な表彰状及び感謝状の受賞者を決定すること。 2 国及び東京都が	1 表彰状及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。		31	表彰に関すること。	1 重要な表彰状及び感謝状の受賞者を決定すること。 2 国及び東京都が	1 表彰状及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。	

改正後						改正前					
			行う表彰 の候補者 を推薦す ること。						行う表彰 の候補者 を推薦す ること。		
2 <u>教育政策・生涯学習部長</u> 専管事案						2 教育総務部長専管事案					
	件名	委員会決 定	教育長決定	<u>教育政策・ 生涯学習部 長</u> 決定	課長決定		件名	委員会決 定	教育長決定	教育総務部 長決定	課長決定
教育 総務 課	1 教育 長の服 務に関 すること。	1 教育 長の長 期出張 を命ず ること。				教育 総務 課	1 教育 長の服 務に関 すること。	1 教育 長の長 期出張 を命ず ること。			
	2 予 算、決 算及び 会計に 関する こと。		1 委員会 の所管す る事業に 関する歳 入歳出予 算等の見 積書を作 製し、及 び提出す ること。	1 予算説 明資料を 作製し、 及び提出 すること。	1 歳入科 目新設申 請書を提 出すること。		2 予 算、決 算及び 会計に 関する こと。		1 委員会 の所管す る事業に 関する歳 入歳出予 算等の見 積書を作 製し、及 び提出す ること。	1 予算説 明資料を 作製し、 及び提出 すること。	1 歳入科 目新設申 請書を提 出すること。
			2 歳入歳 出決算額 を確認 し、及び	2 予算執 行計画を 作成し、 及び提出	2 歳出予 算の配当 申請書を 提出する				2 歳入歳 出決算額 を確認 し、及び	2 予算執 行計画を 作成し、 及び提出	2 歳出予 算の配当 申請書を 提出する

改正後						改正前						
				作成し、及び提出すること。						作成し、及び提出すること。		
				8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を作成し、及び提出すること。						8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を作成し、及び提出すること。		
				9 事故繰越見積書及び事故繰越調書を作成し、及び提出すること。						9 事故繰越見積書及び事故繰越調書を作成し、及び提出すること。		
3 事務局職員の人事に関すること。	1 課長及びこれに準ずる職以上の職にある者	1 係長、担当係長及び主査の配置を行うこと。	1 職員の充員を申請すること。	1 充員職員の変更を申請すること。		3 事務局職員の人事に関すること。	1 課長及びこれに準ずる職以上の職にある者	1 係長、担当係長及び主査の配置を行うこと。	1 職員の充員を申請すること。	1 充員職員の変更を申請すること。		

改正後						改正前							
			(以下この項において「幹部職員」という。)の配置を行うこと。						(以下この項において「幹部職員」という。)の配置を行うこと。				
			2 幹部職員の事務の取扱者又は代理者を命ずること。	2 職員を法令等に定める職に任命し、指定し、又は解除すること。					2 幹部職員の事務の取扱者又は代理者を命ずること。	2 職員を法令等に定める職に任命し、指定し、又は解除すること。			
				3 事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。						3 事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。			
					3 幹部職員の勤怠について報告すること。								
					4 職員に研修を受講させる								4 職員に研修を受講させる

改正後				改正前				
		<p><u>4 服務</u> <u>監察に</u> <u>関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>5 文書</u> <u>等に関</u> <u>するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>6 情報</u> <u>公開及</u> <u>び個人</u> <u>情報保</u> <u>護に関</u> <u>するこ</u> <u>と。</u></p>	<p><u>1 服務監</u> <u>察を指</u> <u>揮す</u> <u>ること。</u></p>	<p>ことを具 申すこ と。</p> <p><u>1 服務監</u> <u>察を</u> <u>実施</u> <u>するこ</u> <u>と。</u></p> <p>1 文書等 に係る事 務の調 査、指導 等を行う こと。</p> <p><u>1 行政情</u> <u>報の開</u> <u>示の可</u> <u>否の決</u> <u>定を</u> <u>通知す</u> <u>ること。</u></p> <p><u>2 個人情</u> <u>報の開</u> <u>示、訂</u> <u>正及</u> <u>び利用</u> <u>停止の</u> <u>可否の</u> <u>決定</u> <u>を</u> <u>通知す</u> <u>ること。</u></p>			<p>4 文書 等に関 するこ と。</p>	<p>ことを具 申すこ と。</p> <p>1 文書等 に係る事 務の調 査、指導 等を行う こと。</p>

改正後					改正前				
	7 公印に関すること。			1 公印の新調、改刻又は使用廃止を行うこと。		5 公印に関すること。			1 公印の新調、改刻又は使用廃止を行うこと。
	8 計画に関すること。	1 事務事業を課題別に体系化し、及び計画化すること。				6 計画に関すること。	1 事務事業を課題別に体系化し、及び計画化すること。		
	9 組織に関すること。		1 組織の改正について区長に協議すること。			7 組織に関すること。	1 組織の改正について区長に協議すること。		
	10 広報に関すること。		1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。 2 教育行政に関する	1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。		8 広報に関すること。	1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。 2 教育行政に関する		1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。

改正後					改正前						
		11 契約に関すること。	1 予定価格（物件の賃借の場合は賃借料の年額又は総額とし、長期継続契約の場合は年額とする。以下この項において同じ。）が12,000,000円以上20,000,000円未満の契約（不動産の賃借契約を除く。）を	る広報紙等を発行すること。 1 予定価格が500,000円を超え12,000,000円未満の契約（不動産の賃借契約を除く。）を締結すること（収入の原因となるものを除く。）。	1 予定価格が500,000円以下の工事請負契約を締結すること。			9 契約に関すること。	1 予定価格（物件の賃借の場合は賃借料の年額又は総額とし、長期継続契約の場合は年額とする。以下この項において同じ。）が12,000,000円以上20,000,000円未満の契約（不動産の賃借契約を除く。）を	る広報紙等を発行すること。 1 予定価格が500,000円を超え12,000,000円未満の契約（不動産の賃借契約を除く。）を締結すること（収入の原因となるものを除く。）。	1 予定価格が500,000円以下の工事請負契約を締結すること。

改正後						改正前								
				締結すること。						締結すること。				
				2 予定価格が	2 予定価格が					2 予定価格が	2 予定価格が			
				3,000,000円以上	3,000,000円未満					3,000,000円以上	3,000,000円未満			
				5,000,000円以下の不動産の賃借契約を締結すること。	の不動産の賃借契約を締結すること。					5,000,000円以下の不動産の賃借契約を締結すること。	の不動産の賃借契約を締結すること。			
				3 予定価格が						3 予定価格が				
				300,000円以下の物品を売却すること。						300,000円以下の物品を売却すること。				
				4 予定価格が						4 予定価格が				
				300,000円以下の行政財産の貸付け及び地上権の設定						300,000円以下の行政財産の貸付け及び地上権の設定				

改正後					改正前					
		12 教育財産の管理に関すること。	<p>をすること。</p> <p>1 教育財産の用途変更又は用途廃止をすること。</p> <p>1 教育財産総括主任及び管理主任を任免すること。</p> <p>2 管理財産について必要な措置を求めること。</p> <p>3 教育財産台帳を管理すること。</p> <p>4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財</p>	<p>1 管理財産について報告を徴すること。</p> <p>2 教育財産に係る火災保険に加入すること。</p> <p>3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。</p>			10 教育財産の管理に関すること。	<p>をすること。</p> <p>1 教育財産の用途変更又は用途廃止をすること。</p> <p>1 教育財産総括主任及び管理主任を任免すること。</p> <p>2 管理財産について必要な措置を求めること。</p> <p>3 教育財産台帳を管理すること。</p> <p>4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財</p>	<p>1 管理財産について報告を徴すること。</p> <p>2 教育財産に係る火災保険に加入すること。</p> <p>3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。</p>	

改正後					改正前					
				産管理規則第11条第11号に該当する場合を除く。) 5 教育財産を引き継ぐこと。					産管理規則第11条第11号に該当する場合を除く。) 5 教育財産を引き継ぐこと。	
学務課	1 就学に関すること。			1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。 2 区域外就学を承諾すること。 3 外国人の就学を許可すること。 4 夜間中学校への					1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。	1 指定校の変更を許可すること。 2 区域外就学を承諾すること。 3 外国人の就学を許可すること。 4 夜間中学校への

改正後					改正前					
		2 学級編制に関すること (特別支援学級を除く。)	1 学級を編制し、及び同意を求めること。	就学を認可すること。			2 学級編制に関すること (特別支援学級を除く。)	1 学級を編制し、及び同意を求めること。		就学を認可すること。
		3 通学区域に関すること。	1 通学区域を設定し、及び変更すること。			3 通学区域に関すること。	1 通学区域を設定し、及び変更すること。			
		4 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。		1 帰国児童及び生徒適応学級の運営すること。		4 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。				1 帰国児童及び生徒適応学級の運営すること。
		5 学校基本調	1 学校基本調	1 学校基本調		5 学校基本調		1 学校基本調		

改正後				改正前			
	査に関すること。		報告を行うこと。		査に関すること。		報告を行うこと。
6	教材、教具及び管理備品に関すること。		1 教材、教具及び管理備品を整備すること。		6 教材、教具及び管理備品に関すること。		1 教材、教具及び管理備品を整備すること。
7	連合行事に関すること。		1 連合行事を開催すること。		7 連合行事に関すること。		1 連合行事を開催すること。
8	移動教室その他の校外学習に関すること。		1 移動教室その他の校外学習を実施すること。		8 移動教室その他の校外学習に関すること。		1 移動教室その他の校外学習を実施すること。
9	区立校外学園に関すること。		1 区立校外学園の施設の利用を承認すること。		9 区立校外学園に関すること。		1 区立校外学園の施設の利用を承認すること。
10	就学	1 就学援	1 就学援		10 就学	1 就学援	1 就学援

改正後						改正前						
		援助費及び就学奨励費に関すること。		助費支給要綱を制定すること。	助費及び就学奨励費の支給を認定すること。			援助費及び就学奨励費に関すること。		助費支給要綱を制定すること。	助費及び就学奨励費の支給を認定すること。	
学校健康推進課	1 学校保健衛生に関すること。 2 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。 3 学校給食に関すること。		1 学校給食に関する基本的な方針を決定	1 学校給食の開設及び廃止をすること。	1 各種予防接種の手続をすること。 1 給付金の支払請求の手続をすること。 1 学校給食設備台帳を作成すること。	学校健康推進課	1 学校保健衛生に関すること。 2 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。 3 学校給食に関すること。		1 学校給食の開設及び廃止をすること。	1 健康診断を実施すること。	1 各種予防接種の手続をすること。 1 給付金の支払請求の手続をすること。 1 学校給食設備台帳を作成すること。	

改正後						改正前					
		4 学校給食費会計に関する事	すること。		2 学校給食実態調査表を作成すること。 1 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。			4 学校給食費会計に関する事	すること。		2 学校給食実態調査表を作成すること。 1 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。
		5 学校給食調理場運営審議会に関する事		1 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。	1 学校給食調理場運営審議会を開催すること。			5 学校給食調理場運営審議会に関する事		1 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。	1 学校給食調理場運営審議会を開催すること。
教育環境課	1 区立学校の適正配置等に関する	1 区立学校の配置等の計画を策定					教育環境課	1 区立学校の適正配置等に関する	1 区立学校の配置等の計画を策定		

改正後						改正前					
		こと。	すること。					こと。	すること。		
	2	区立学校の施設に係る実態調査に関すること。		1	区立学校の施設に係る実態調査等を作成すること。			2	区立学校の施設に係る実態調査に関すること。	1	区立学校の施設に係る実態調査等を作成すること。
				2	施設台帳を作成すること。					2	施設台帳を作成すること。
	3	学校教育施設の用地取得に関すること。		1	学校教育施設の用地取得をすること。			3	学校教育施設の用地取得に関すること。	1	学校教育施設の用地取得をすること。
	4	学校教育施設の建設に関すること。		1	学校教育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行			4	学校教育施設の建設に関すること。	1	学校教育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行

改正後						改正前					
		5 学校教育施設の整備に関すること。			うこと。 1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。			5 学校教育施設の整備に関すること。			うこと。 1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。
生涯学習課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。 2 社会教育委員に関すること。 3 青少年委員に関する	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。 1 諮問事項を決定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。 1 青少年委員を委嘱するこ	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。 1 青少年委員の研修計画を	1 青少年委員に対する指導						

改正後						改正前								
		ること。		と。	策定すること。	事項を決定すること。								
		4 青少年教育に関すること。			1 青少年教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。								
		5 成人教育に関すること。			1 成人教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。								
		6 社会教育施設の管理運営に関すること。		1 社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。										
		7 郷土資料館に関すること。		1 郷土資料館運営委員を委嘱すること。		1 郷土資料館運営委員会を開催すること。 2 郷土資料館の資料の受領								

改正後						改正前										
		8 社会 教育関 係団体 の支援 に関す ること。			及び受託 をす ること。 1 指導育 成及び助 言を行 うこと。 2 講師派 遣を決定 すること。											
		9 文化 の振興 に関す ること。		1 文化祭 を開催 すること。												
		10 福祉 教育及 び障害 者学級 に関す ること。		1 障害者 教育の計 画を策定 すること。	1 福祉教 育に関す る講座、 研修会等 を開催す ること。 2 障害者 学級を開											

改正後						改正前					
		11 文化財保護に関すること。	1 文化財保護審議会の諮問事項を決定すること。 2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。	1 指定文化財の現状変更を許可すること。 2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。 3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。	設すること。 3 障害者学級運営者を委嘱すること。 1 指定文化財の管理又は修理を勧告すること。 2 指定文化財の修理の届出を受けること。 3 指定文化財の所在の変更の届出を受けること。						

改正後						改正前					
	12 埋蔵文化財に関すること。		1 特に重要な発掘調査を行うこと。	<p>と。</p> <p>4 寄贈品を受領すること。</p> <p>1 重要な発掘調査を行うこと。</p> <p>2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。</p>	<p>と。</p> <p>4 指定文化財の現状を調査すること。</p> <p>5 軽易な諸行事を開催すること。</p> <p>1 発掘調査を行うこと。</p> <p>2 事前協議等を指導すること。</p> <p>3 文化庁長官へ発掘等を届け出ること。</p>						
3 <u>学校教育部長</u> 専管事案						3 教育政策部長 専管事案					
	件名	委員会決定	教育長決定	<u>学校教育部長</u> 決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	教育政策部長決定	課長決定

改正後					改正前				
学校 職員 課	1 学校職員（教職員を除く。以下同じ。）の人事に関すること。		1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理すること。	学校 職員 課	1 学校職員（教職員を除く。以下同じ。）の人事に関すること。		1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理すること。
	2 教職員（学校栄養職員及び事務職員に	1 教職員の勤務評定を決定すること。	2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。 3 学校職員の進退について内申すること。 1 教職員の配置について内申を行うこと。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。 3 学校職員の勤怠について報告すること。		2 教職員（学校栄養職員及び事務職員に	1 教職員の勤務評定を決定すること。	2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。 3 学校職員の進退について内申すること。 1 教職員の配置について内申を行うこと。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。 3 学校職員の勤怠について報告すること。

改正後							改正前							
		限る。 以下この項において同じ。)の人事に関すること。							限る。 以下この項において同じ。)の人事に関すること。					
	3	幼稚園教職員の人事に関すること。	1	園長及び副園長を任免すること。	1	幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)を任免すること。	1	幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の配置を決定すること。	1	幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可する				
			2	園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。	2	園長及び副園長の配置を決定すること。	2	幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の分限及び懲戒を決定すること。	2	園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。	2	幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の分限及び懲戒を決定すること。	1	幼稚園教職員(園長を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可する

改正後						改正前						
				定すること。 3 園長及び副園長の サービスを報告すること。	こと。 3 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の サービスを報告すること。					定すること。 3 園長及び副園長の 非行及び事故発生について報告すること。	こと。 3 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の 非行及び事故発生について報告すること。	
				4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。	4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。					4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。	4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。	
				5 園長の出張を命ずること。	5 園長の出張を命ずること。					5 園長の出張を命ずること。	5 園長の出張を命ずること。	
				6 園長の海外旅行を許可すること。	6 園長の海外旅行を許可すること。					6 園長の海外旅行を許可すること。	6 園長の海外旅行を許可すること。	
				7 園長の休暇を承	7 園長の休暇を承					7 園長の休暇を承	7 園長の休暇を承	

改正後					改正前					
				<p>認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>					<p>認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>	
	4 学校職員の研修に関すること。		1 研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。			4 学校職員の研修に関すること。		1 研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。
	5 学校職員の共済組合に関すること。			1 組合員原票を送付すること。			5 学校職員の共済組合に関すること。		1 組合員原票を送付すること。	
				2 給付事由を認証すること。					2 給付事由を認証すること。	
	6 学校職員の			1 組合員原票を送			6 学校職員の		1 組合員原票を送	

改正後					改正前					
		互助組合に関する こと。			付すること。 2 給付事由を認 証すること。			互助組合に関する こと。		付すること。 2 給付事由を認 証すること。
	7	学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償に関する こと。			1 公務災害補償の 決定請求を進達す ること。			7 学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償に 関すること。		1 公務災害補償の 決定請求を進達す ること。
	8	教職員及び学校職員の職員相談に関する こと。			1 教職員及び学校 職員の職員相談に 係る計画を策定す ること。			8 教職員及び学校職員の職員相談に 関すること。		1 教職員及び学校 職員の職員相談に 係る計画を策定す ること。
	9	教職員及び学校職員の衛生管理	1 衛生管理者の任 免に関する こと。 2 世田谷		1 教職員及び学校 職員の健康診断を 実施する			9 教職員及び学校職員の衛生管理	1 衛生管理者の任 免に関する こと。 2 世田谷	1 教職員及び学校 職員の健康診断を 実施する

改正後						改正前						
		に関する こと。			区立学校 等衛生委 員会に関 すること。 1 被服の 貸与をす ること。 2 貸与期 間を伸縮 すること。 1 教職員 及び学校 職員の給 与を支給 すること。	こと。 1 貸与品 の使用の 状況を調 査すること。			に関する こと。		区立学校 等衛生委 員会に関 すること。 1 被服の 貸与をす ること。 2 貸与期 間を伸縮 すること。 1 教職員 及び学校 職員の給 与を支給 すること。	こと。 1 貸与品 の使用の 状況を調 査すること。
		10 教職 員及び 学校職 員の被 服の貸 与に関 すること。							10 教職 員及び 学校職 員の被 服の貸 与に関 すること。			
		11 教職 員及び 学校職 員の給 与に関 すること。							11 教職 員及び 学校職 員の給 与に関 すること。			
教育 指導 課	1 教育 課程に 関すること。		1 教育 課程届 を受理 すること。					教育 指導 課	1 教育 課程に 関すること。		1 教育 課程届 を受理 すること。	
	2 教科 書採択	1 教科 書を採	1 採択 結果を		1 教科書 需要数を				2 教科 書採択	1 教科 書を採	1 採択 結果を	1 教科書 需要数を

改正後						改正前					
	及び無償給与に関すること。	択すること。	報告すること。		報告すること。		及び無償給与に関すること。	択すること。	報告すること。		報告すること。
3	教材に関すること。	1 特に重要な準教科書の使用を承認すること。	1 準教科書の使用を承認すること。 2 使用教材届を受理すること。			3	教材に関すること。	1 特に重要な準教科書の使用を承認すること。	1 準教科書の使用を承認すること。 2 使用教材届を受理すること。		
4	教科領域等の指導に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（ 学校教育部長 決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。	4	教科領域等の指導に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。（教育長決定事案を除く。）。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（教育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。

改正後						改正前						
				2 調査研究等を決定すること。	と。					2 調査研究等を決定すること。	と。	
	5 教職員の研修に関すること。			1 教職員の研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。			5 教職員の研修に関すること。		1 教職員の研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。	
					2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。						2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。	
	6 教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。）	1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。	1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の配置について内申	1 教職員（校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の海外旅行（休業期間中の海			6 教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。）	1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。	1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の配置について内申	1 教職員（校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の海外旅行（休業期間中の海

改正後						改正前						
		の人事 に関する こと。						の人事 に関する こと。				
			2 教職員 （学校栄養 職員及び事務 職員を除 く。）の勤務 評定を決定す ること。	2 教職員 （校長及び副校長 を除く。）の 非行及び事故発生 について報告する こと。	外旅行及び慶弔休 暇と休業期間中の 年次有給休暇を接 続させる海外旅行 を除く。）を許可する こと。				2 教職員 （学校栄養 職員及び事務 職員を除 く。）の勤務 評定を決定す ること。	2 教職員 （校長及び副校長 を除く。）の 非行及び事故発生 について報告する こと。	外旅行及び慶弔休 暇と休業期間中の 年次有給休暇を接 続させる海外旅行 を除く。）を許可する こと。	
				3 校長の 出張を命 ずること。						3 校長の 出張を命 ずること。		
				4 校長の 海外旅行 を許可す ること。						4 校長の 海外旅行 を許可す ること。		
				5 校長の 休暇を承認し、又は職務専 念義務を						5 校長の 休暇を承認し、又は職務専 念義務を		

改正後						改正前					
				免除すること。 6 校長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。						免除すること。 6 校長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。	
学務課	1 教材、教具及び管理備品に関すること。 2 就学援助費及び就学奨励費に関すること。 3 連合行事に関すること。		1 就学援助費支給要綱を制定すること。	1 就学援助費及び就学奨励費の支給を認定すること。 1 連合行事を開催すること。	1 教材、教具及び管理備品を整備すること。						

改正後					改正前				
		4 移動教室その他の校外学習に関すること。		1 移動教室その他の校外学習を実施すること。					
		5 河口湖林間学園に関すること。			1 河口湖林間学園の施設の利用を承認すること。				
		6 就学に関すること。		1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。	1 指定校の変更を許可すること。				
					2 区域外就学を承諾すること。				
					3 外国人の就学を許可すること。				

改正後						改正前								
		7 学級編制に関する こと (特別支援学級を除く。)		1 学級を編制し、及び同意を求めること。	こと。 4 夜間中学校への就学を認可すること。									
		8 通学区域に関する こと。	1 通学区域を設定し、及び変更すること。											
		9 海外帰国児童及び生徒の教育に関する			1 帰国児童及び生徒適応学級の運営をすること。									

改正後						改正前							
		こと。 10 学校基本調査に関する こと。			1 学校基本調査の報告を行うこと。								
地域 学校 連携 課	1	学校運営協議会に関する こと。	1 学校運営協議会の設置に関する こと。	1 学校運営協議会委員の任免に関する こと。									
	2	放課後の遊び場対策及び区立学校の遊び場開放事業に関する こと。		1 放課後の遊び場対策及び遊び場開放事業の基本方針を策定する こと。	1 遊び場開放運営委員会の指導方針を策定すること。 2 遊び場開放運営委員会の運営の支援を行	1 遊び場開放に係る研修会を実施すること。							

改正後						改正前								
		3 区内 大学等 との教 育活動 に係る 連携に 関する こと。	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 特に重 要な協 定に関 すること。	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 協定に 関する こと。	うこと。 1 区内大 学等との 教育活動 に係る協 議会を実 施するこ と。	1 区内大 学等との 教育活動 に係る協 定等に基 づく事業 を調整す ること。								
		4 区立 中学校 の部活 動への 支援及 び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 に関す ること。	1 区立 中学校 の部活 動への 支援及 び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 の基本 方針に 関する こと。	1 区立中 学校の部 活動への 支援及び 区立中学 校の部活 動の地域 移行の実 施方針に 関するこ と。	1 区立中 学校の部 活動への 支援を行 うこと。	2 区立中 学校の部 活動の地								

改正後							改正前							
		5 区立小学校のスポーツ教室に関すること。		1 区立小学校のスポーツ教室の基本方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関すること。	域移行に係る事業を実施すること。								
		6 区立学校施設の利用調整に関すること。				1 区立学校施設の使用を承認すること。								
		7 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。			1 総合型地域スポーツ・文化クラブの支援の実施に関する計画を策定す									

改正後						改正前					
教育 I C T推 進課	1 教育 の情報 化の推 進に係 る計画 に関する こと。	1 教育 の情報 化の推 進に関 する総 合的な 計画を 策定す ること。	1 教育 の情報 化の推 進に関 する計 画を策 定する こと。	ること。		教育 I C T推 進課	1 教育 の情報 化の推 進に係 る計画 に関する こと。	1 教育 の情報 化の推 進に関 する総 合的な 計画を 策定す ること。	1 教育 の情報 化の推 進に関 する計 画を策 定する こと。		
乳幼 児教 育・ 保育 支援 課	1 区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 すること。 2 公私 連携幼 保連携 型認定 こども 園に関 すること。			1 保育料 の減免を 決定す ること。	1 入園又 は退園を 承認す ること。	乳幼 児教 育・ 保育 支援 課	1 区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 すること。 2 公私 連携幼 保連携 型認定 こども 園に関 すること。			1 保育料 の減免を 決定す ること。	1 入園又 は退園を 承認す ること。
		1 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推	1 法第 34条第 3項の 規定に よる設 置の届 出の進 達をす ること。	1 法第34 条第7項 の規定に より報告 を求め、 又は質問 させ、若 しくは立 入検査を				1 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推	1 法第 34条第 3項の 規定に よる設 置の届 出の進 達をす ること。	1 法第34 条第7項 の規定に より報告 を求め、 又は質問 させ、若 しくは立 入検査を	

改正後						改正前								
			進に関する法律（以下この項において「法」という。） 第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。	と。 2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。	させること。					進に関する法律（以下この項において「法」という。） 第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。	と。 2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。	させること。		
			2 法第34条第2項に	4 法第34条第10項の						2 法第34条第2項に	4 法第34条第10項の			

改正後							改正前						
			規定する協定を締結すること。	規定による勧告をすること。					規定する協定を締結すること。	規定による勧告をすること。			
		3 教育総合センターの維持管理に関すること。				1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関すること。			3 教育総合センターの維持管理に関すること。				1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関すること。
		4 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。			1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。	1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。			4 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。		1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。		1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。
教育研究・研修課	1 教育課程に関すること。			1 教育課程届を受理すること。				教育研究・研修課	1 教育課程に関すること。		1 教育課程届を受理すること。		

改正後						改正前						
	2 教科領域等の指導に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（教育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。			2 教科領域等の指導に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（教育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。
	3 教職員の研修に関すること。			1 教職員の研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。			3 教職員の研修に関すること。		1 教職員の研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。	2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。
	4 教育に係る調査研			1 教育に係る調査研究の内	1 調査研究を実施するこ			4 教育に係る調査研		1 教育に係る調査研究の内	1 調査研究を実施するこ	

改正後						改正前					
	究に関すること。			容を決定すること。	と。		究に関すること。			容を決定すること。	と。
教育相談・支援課	1 教育相談事業の計画及び運営に関すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること(教育長決定事案を除く。)	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的な事項(教育政策部長決定事案を除く。)及び軽易な事項を決定すること。	教育相談・支援課	1 教育相談事業の計画及び運営に関すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること(教育長決定事案を除く。)	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的な事項(教育政策部長決定事案を除く。)及び軽易な事項を決定すること。
	2 教育相談室に関すること。			1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。 2 相談案件の受理及び相談の終了を		2 教育相談室に関すること。			1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。 2 相談案件の受理及び相談の終了を

改正後					改正前							
		3 スタ ールカ ウンセ ラー事 業に関 するこ と。			1 スター ルカウ ンセラー 事業の 実施に 係る重 要な事 項を決 定する こと。	1 スター ルカウ ンセラー 事業の 実施に 係る定 例的な 事項を 決定す ること。 と。				3 スク ールカ ウンセ ラー事 業に関 するこ と。	1 スクー ールカ ウンセ ラー事 業の 実施に 係る重 要な事 項を決 定する こと。	1 スクー ールカ ウンセ ラー事 業の 実施に 係る定 例的な 事項を 決定す ること。 と。
		4 メン タルフ レンド 事業に 関する こと。			1 メンタ ルフレ ンド事 業の 実施に 係る重 要な事 項を決 定する こと。	1 メンタ ルフレ ンド事 業の 実施に 係る定 例的な 事項を 決定す ること。 と。				4 メン タルフ レンド 事業に 関する こと。	1 メンタ ルフレ ンド事 業の 実施に 係る重 要な事 項を決 定する こと。	1 メンタ ルフレ ンド事 業の 実施に 係る定 例的な 事項を 決定す ること。 と。
						2 メンタ ルフレ ンドの 派遣						2 スクー ールカ ウンセ ラーの 配置を 決定す ること。 と。

改正後				改正前			
		5 ほつとスクール事業に関すること。					
			1 ほつとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 ほつとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。		5 ほつとスクール事業に関すること。	1 ほつとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。
				2 ほつとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。			2 ほつとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。
		6 教育相談に係る教職員研修に関すること。	1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。		6 教育相談に係る教職員研修に関すること。	1 教職員の研修計画を策定すること。
		7 就学支援委	1 就学支援委員会	1 就学支援委員会		7 就学支援委	1 就学支援委員会
							及び派遣の終了を決定すること。

改正後						改正前					
				委員の委 嘱をする こと。	を開催す ること。					委員の委 嘱をする こと。	を開催す ること。
	8 特別 支援学 級の入 級に関 するこ と。				1 特別支 援学級へ の入級を 決定する こと。						1 特別支 援学級へ の入級を 決定する こと。
	9 特別 支援学 級の学 級編制 に関す ること。 と。		1 学級 を編制 し、及 び同意 を求め ること。 と。						1 学級 を編制 し、及 び同意 を求め ること。 と。		
	10 特別 支援教 育に関 するこ と。	1 特別 支援教 育の基 本方針 を策定 すること。 と。	1 特別 支援教 育に係 る重要 な事項 を決定 すること。 と。	1 特別支 援教育に 係る定例 的で重要 な事項を 決定する こと（教 育長決定 事案を除 く。）。	1 特別支 援教育に 係る定例 的な事項 を決定す ること （教育政 策部長決 定事案を 除く。）。				1 特別 支援教 育の基 本方針 を策定 すること。 と。	1 特別支 援教育に 係る重要 な事項を 決定する こと（教 育長決定 事案を除 く。）。	1 特別支 援教育に 係る定例 的な事項 を決定す ること （教育政 策部長決 定事案を 除く。）。
	11 不登			1 不登校	1 不登校				11 不登	1 不登校	1 不登校

改正後						改正前					
		校特例校分教室に関すること。			特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。 2—不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。					校特例校分教室に関すること。	特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。 2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。

4 ~~生涯学習部教育総合センター長~~専管事案

4 生涯学習部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	生涯学習部教育総合センター長決定	課長決定
生涯学習・地域学校連携課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。	

	件名	委員会決定	教育長決定	生涯学習部長決定	課長決定
生涯学習・地域学校連携課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。	

改正後						改正前								
			画を策定すること。						画を策定すること。					
2	社会教育委員に関すること。	1	諮問事項を決定すること。						2	社会教育委員に関すること。	1	諮問事項を決定すること。		
3	青少年委員に関すること。	1	青少年委員を委嘱すること。	1	青少年委員の研修計画を策定すること。	1	調査委託事業等を行うこと。		3	青少年委員に関すること。	1	青少年委員を委嘱すること。	1	調査委託事業等を行うこと。
						2	青少年委員に対する指導事項を決定すること。						2	青少年委員に対する指導事項を決定すること。
4	青少年教育に関すること。			1	青少年教育の計画を策定すること。	1	学級、講座、研修会等を開催すること。		4	青少年教育に関すること。	1	青少年教育の計画を策定すること。	1	学級、講座、研修会等を開催すること。
5	成人教育に関すること。			1	成人教育の計画を策定すること。	1	学級、講座、研修会等を開催すること。		5	成人教育に関すること。	1	成人教育の計画を策定すること。	1	学級、講座、研修会等を開催すること。

改正後				改正前			
	6 社会 教育施設 の管理運 営に關す ること。	1 社会 教育施設 の管理運 営の基本 方針を策 定すること。	こと。		6 社会 教育施設 の管理運 営に關す ること。	1 社会 教育施設 の管理運 営の基本 方針を策 定すること。	こと。
	7 郷土 資料館に 關すること。	1 郷土 資料館運 営委員を 委嘱する こと。	1 郷土資 料館運営 委員会を 開催する こと。		7 郷土 資料館に 關すること。	1 郷土 資料館運 営委員を 委嘱する こと。	1 郷土資 料館運営 委員会を 開催する こと。
	8 社会 教育関係 団体の支 援に關す ること。		2 郷土資 料館の資 料の受領 及び受託 をすること。				2 郷土資 料館の資 料の受領 及び受託 をすること。
			1 指導育 成及び助 言を行う こと。		8 社会 教育関係 団体の支 援に關す ること。		1 指導育 成及び助 言を行う こと。
			2 講師派 遣を決定				2 講師派 遣を決定

改正後						改正前							
		こと。	すること。					こと。	すること。				
	12 放課後の遊び場対策及び区立学校の遊び場開放事業に関すること。		1 放課後の遊び場対策及び遊び場開放事業の基本方針を策定すること。	1 遊び場開放運営委員会の指導方針を策定すること。	1 遊び場開放に係る研修会を実施すること。			12 放課後の遊び場対策及び区立学校の遊び場開放事業に関すること。	1 放課後の遊び場対策及び遊び場開放事業の基本方針を策定すること。	1 遊び場開放運営委員会の指導方針を策定すること。	1 遊び場開放に係る研修会を実施すること。		
				2 遊び場開放運営委員会の運営の支援を行うこと。						2 遊び場開放運営委員会の運営の支援を行うこと。			
	13 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る特に重要な協定に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協議会を実施すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。			13 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る特に重要な協定に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定に関すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。		

改正後						改正前					
		と。						と。			
14 区立 中学校 の部活 動への 支援に 関する こと。			1 区立 中学校 の部活 動への 支援の 基本方 針に関 するこ と。	1 区立中 学校の部 活動への 支援の実 施方針に 関するこ と。	1 区立中 学校の部 活動への 支援を行 うこと。	14 区立 中学校 の部活 動への 支援に 関する こと。			1 区立 中学校 の部活 動への 支援の 基本方 針に関 するこ と。	1 区立中 学校の部 活動への 支援の実 施方針に 関するこ と。	1 区立中 学校の部 活動への 支援を行 うこと。
15 区立 小学校 のスポ ーツ教 室に関 するこ と。			1 区立 小学校 のスポ ーツ教 室の基 本方針 に関す ること。	1 区立小 学校のス ポーツ教 室の実施 方針に関 するこ と。	1 区立小 学校のス ポーツ教 室を実施 するこ と。	15 区立 小学校 のスポ ーツ教 室に関 するこ と。			1 区立 小学校 のスポ ーツ教 室の基 本方針 に関す ること。	1 区立小 学校のス ポーツ教 室の実施 方針に関 するこ と。	1 区立小 学校のス ポーツ教 室を実施 するこ と。
16 区立 学校施 設の利 用調整 に関す ること。					1 区立学 校施設の 使用を承 認するこ と。	16 区立 学校施 設の利 用調整 に関す ること。					1 区立学 校施設の 使用を承 認するこ と。
17 総合 型地域				1 総合型 地域スポ		17 総合 型地域			1 総合型 地域スポ		

改正後					改正前					
				と。 4 寄贈品を受領すること。	と。 4 指定文化財の現状を調査すること。				と。 4 寄贈品を受領すること。	と。 4 指定文化財の現状を調査すること。
					と。 5 軽易な諸行事を開催すること。					と。 5 軽易な諸行事を開催すること。
				1 特に重要な発掘調査を行うこと。	1 重要な発掘調査を行うこと。				1 特に重要な発掘調査を行うこと。	1 重要な発掘調査を行うこと。
					2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。				2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。	2 事前協議等を指導すること。
					3 文化庁長官へ発掘等を届け出すこと。					3 文化庁長官へ発掘等を届け出すこと。
教育	1 教育				1 教育総					

改正後						改正前					
相談課	<u>総合センターの維持管理に関すること。</u>				<u>合センター及びその附帯設備の維持管理に関すること。</u>						
	<u>2 教育相談事業の計画及び運営に関すること。</u>	<u>1 教育相談事業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること。</u>	<u>1 教育相談事業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること（教育総合センター長決定事案を除く。）</u> 。	<u>1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること。</u>	<u>1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的な事項（教育総合センター長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。</u>						
	<u>3 教育相談室に関する</u>			<u>1 教育相談室の運営に係る</u>	<u>1 教育相談室の運営に係る定例</u>						

改正後					改正前					
		<u>るこ</u> <u>と。</u>		<u>重要な事</u> <u>項を決定</u> <u>すること。</u>	<u>的な事項を</u> <u>決定するこ</u> <u>と。</u>					
		<u>4 スク</u> <u>ールカ</u> <u>ウンセ</u> <u>ラー事</u> <u>業に関</u> <u>すること。</u>		<u>1 スクー</u> <u>ルカウン</u> <u>セラー事</u> <u>業の実施</u> <u>に係る重</u> <u>要な事項</u> <u>を決定す</u> <u>ること。</u>	<u>2 相談案</u> <u>件の受理</u> <u>及び相談</u> <u>の終了を</u> <u>決定する</u> <u>こと。</u>					
		<u>5 メン</u> <u>タルフ</u> <u>レンド</u>		<u>1 メンタ</u> <u>ルフレン</u> <u>ド事業の</u>	<u>1 スクー</u> <u>ルカウン</u> <u>セラー事</u> <u>業の実施</u> <u>に係る定</u> <u>例的な事</u> <u>項を決定</u> <u>するこ</u> <u>と。</u>					
					<u>2 スクー</u> <u>ルカウン</u> <u>セラーの</u> <u>配置を決</u> <u>定するこ</u> <u>と。</u>					
					<u>1 メンタ</u> <u>ルフレン</u> <u>ド事業の</u>					

改正後				改正前			
	<u>事業に関する</u> <u>こと。</u>		<u>実施に係る重要な</u> <u>事項を決定する</u> <u>こと。</u>	<u>実施に係る定例的</u> <u>な事項を決定する</u> <u>こと。</u>			
				2 <u>メンタル</u> <u>フレンドの派遣</u> <u>及び派遣の終了を</u> <u>決定する</u> <u>こと。</u>			
6	<u>ほっと</u> <u>とスクール事業</u> <u>に関する</u> <u>こと。</u>		1 <u>ほっと</u> <u>スクール事業の実</u> <u>施に係る重要な事</u> <u>項を決定する</u> <u>こと。</u>	1 <u>ほっと</u> <u>スクール事業の実</u> <u>施に係る定例的な</u> <u>事項を決定する</u> <u>こと。</u>			
				2 <u>ほっと</u> <u>スクールの通室の</u> <u>可否及び退室を</u> <u>決定する</u> <u>こと。</u>			
7	<u>教育</u>		1 <u>教職員</u>	1 <u>教職員</u>			

改正後					改正前				
	<u>相談に係る教職員研修に関すること。</u>			<u>の研修計画を策定すること。</u>	<u>の研修を実施すること。</u>				
	<u>8 不登校特例校分教室に関すること。</u>			<u>1 不登校特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。</u>	<u>1 不登校特例校分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。</u> <u>2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。</u>				
<u>教育研究・ICT推進課</u>	<u>1 教育の情報化の推進に係る計画に関するこ</u>	<u>1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を</u>	<u>1 教育の情報化の推進に関する計画を策定する</u>						

改正後						改正前					
	<u>と。</u>	<u>策定するこ</u> <u>と。</u>	<u>こと。</u>								
	<u>2 教職</u> <u>員の研</u> <u>修に関</u> <u>するこ</u> <u>と。</u>			<u>1 教職員</u> <u>の研修計</u> <u>画を策定</u> <u>するこ</u> <u>と。</u>	<u>1 教職員</u> <u>の研修を</u> <u>実施する</u> <u>こと。</u>						
					<u>2 教職員</u> <u>を東京都</u> <u>教育委員</u> <u>会が実施</u> <u>する研修</u> <u>に推薦す</u> <u>ること。</u>						
	<u>3 教育</u> <u>に係る</u> <u>調査研</u> <u>究に関</u> <u>するこ</u> <u>と。</u>			<u>1 教育に</u> <u>係る調査</u> <u>研究の内</u> <u>容を決定</u> <u>するこ</u> <u>と。</u>	<u>1 教育に</u> <u>係る調査</u> <u>研究を実</u> <u>施するこ</u> <u>と。</u>						
	<u>4 教育</u> <u>総合セ</u> <u>ンター</u> <u>に係る</u> <u>事業の</u> <u>推進及</u> <u>び調整</u>			<u>1 教育総</u> <u>合センタ</u> <u>ーの事業</u> <u>の推進及</u> <u>び調整に</u> <u>係る重要</u> <u>な事項を</u>	<u>1 教育総</u> <u>合センタ</u> <u>ーの事業</u> <u>の推進及</u> <u>び調整に</u> <u>係る定例</u> <u>的な事項</u>						

改正後						改正前						
		<u>に関すること。</u>			<u>決定すること。</u>	<u>を決定すること。</u>						
支援教育課	1	<u>就学支援委員会に関すること。</u>			1 <u>就学支援委員会委員の委嘱をすること。</u>	1 <u>就学支援委員会を開催すること。</u>						
	2	<u>特別支援学級の入級に関すること。</u>				1 <u>特別支援学級への入級を決定すること。</u>						
	3	<u>特別支援学級の学級編制に関すること。</u>		1 <u>特別支援学級の学級を編制し、及び同意を求めること。</u>								
	4	<u>特別支援教育に関すること。</u>	1 <u>特別支援教育の基本方針を策定すること。</u>	1 <u>特別支援教育に係る重要な事項を決定すること。</u>	1 <u>特別支援教育に係る定例的な事項を決定すること（教</u>	1 <u>特別支援教育に係る定例的な事項を決定すること（教育総</u>						

改正後						改正前					
				<u>育長決定 事案を除 く。)</u> 。	<u>合センタ ー長決定 事案を除 く。)</u> 。						
乳幼 児教 育・ 保育 支援 課	<u>1 区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 するこ と。</u>			<u>1 保育料 の減免を 決定する こと。</u>	<u>1 入園又 は退園を 承認する こと。</u>						
	<u>2 公私 連携幼 保連携 型認定 こども 園に関 するこ と。</u>	<u>1 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律（以 下この 項にお いて 「法」</u>	<u>1 法第 34条第 3項の 規定に よる設 置の届 出の進 達をす ること。 2 法第 34条第 6項に 規定す る廃止</u>	<u>1 法第34 条第7項 の規定に より報告 を求め、 又は質問 させ、若 しくは立 入検査を させるこ と。</u>							

改正後							改正前						
			<p><u>とい</u> <u>う。)</u> <u>第34条</u> <u>第1項</u> <u>の規定</u> <u>による</u> <u>公私連</u> <u>携法人</u> <u>の指定</u> <u>及び同</u> <u>条第11</u> <u>項の規</u> <u>定によ</u> <u>る指定</u> <u>の取消</u> <u>しをす</u> <u>ること</u> <u>と。</u></p> <p>2 <u>法第</u> <u>34条第</u> <u>2項に</u> <u>規定す</u> <u>る協定</u> <u>を締結</u> <u>するこ</u> <u>と。</u></p>	<p><u>等の認</u> <u>可の申</u> <u>請の進</u> <u>達をす</u> <u>ること</u> <u>と。</u></p> <p>3 <u>法第</u> <u>34条第</u> <u>9項の</u> <u>規定に</u> <u>よる通</u> <u>知をす</u> <u>ること</u> <u>と。</u></p> <p>4 <u>法第</u> <u>34条第</u> <u>10項の</u> <u>規定に</u> <u>よる勸</u> <u>告をす</u> <u>ること</u> <u>と。</u></p>									
備考 1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、							備考 1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、						

改正後	改正前
<p>専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、<u>教育政策・生涯学習部部長、学校教育部長及び教育総合センター長</u>間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>	<p>専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>